

2016～2017

地区ガバナー／第1副地区ガバナー／第2副地区ガバナー

選挙公報

Lions Clubs International 330-A





代議員の皆様へ



ライオンズクラブ国際協会
330-A地区 選挙管理委員会

委員長

織本 真一郎

陽春の候、代議員の皆様におかれましては、日頃よりライオンズ活動にご活躍のことと拝察申し上げます。

今期の選挙管理委員会は、政策・計画・会則委員会の副委員長、委員の方々が兼務されることによって組織されております。選挙管理委員会では、花の330-A地区としてまた日本のライオンズクラブとしての選挙のあり方等について議論してまいりました。お蔭様で非常に重要な役割があると共通の認識を持つことができました。

さてこの度、ライオンズクラブ国際協会330-A地区における2016～2017年度の地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナーの選出にあたり、グッド・スタンディングのメンバーより立候補がなされ、2016年3月1日の火曜日にその届出を締め切らせて頂きました。

その結果、地区ガバナー立候補者1名、第1副地区ガバナー立候補者1名及び第2副地区ガバナー立候補者1名の届出を受理させて頂きました。そして、同月10日の木曜日に選挙管理委員会により、各立候補者の資格審査を慎重に行い、立候補者全員が有資格者であることを確認させて頂きました。

従いまして、2016年4月17日の新宿京王プラザホテルに於ける330-A地区第62回年次大会において、代議員の皆様により次期地区ガバナー、次期第1副地区ガバナー及び次期第2副地区ガバナーを選出して頂くこととなります。

なお、選挙運動期間は公示日である2016年3月30日の翌日3月31日から4月16日までとなっております。

各立候補者は1名でありますので立会演説会は行わずに、330-A地区第62回年次大会の代議員会において、各立候補者に所信表明を行って頂くことを予定しております。

代議員の皆様におかれましては、業務ご多用とは存じますが万障お繰り合わせの上、代議員会にご出席を賜り、慎重に選出して頂きますようお願い申し上げます。



330-A地区

地区ガバナー立候補者

プロフィール



| | |
|--------|----------------------------------|
| 氏名 | 村木 秀之 (むらき ひでゆき) |
| 所属 | 第2R・第2Z 東京数寄屋橋LC (会員番号370531) |
| 生年月日 | 昭和29年9月24日 満61歳 |
| 住所 | 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-19 |
| 現職及び職歴 | 株式会社 むらき 代表取締役 |

ライオン歴

- ・1988年6月 東京数寄屋橋ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
 - ・1993～1994年 330-A地区 キャビネット副会計
 - ・1996～1997年 330複合地区 第43回複合地区年次大会 副事務局長
 - ・1997～1998年 クラブ会長
 - ・2001～2002年 330-A地区 骨髄移植・献血・献腎・献眼委員会 委員長
 - ・2002～2003年 330-A地区 キャビネット幹事
 - ・2004～2005年 330-A地区 キャビネット幹事
 - ・2006～2007年 クラブ幹事
 - ・2007～2008年 クラブ理事
 - ・2008～2009年 330-A地区 第2Rリジョン・チェアパーソン、クラブ理事
 - ・2009～2010年 330複合地区 政策・長期計画委員会 副委員長
 - ・2010～2011年 330-A地区 難病対策支援特別委員会 委員長、クラブ理事
 - ・2011～2012年 330-A地区 緊急対策委員会 委員長
 - ・2012～2013年 330複合地区 環境保全委員会 副委員長、クラブ会計
 - ・2013～2014年 330-A地区 広報委員会 副委員長
 - ・2014～2015年 330-A地区 第2副地区ガバナー
 - ・2015～2016年 330-A地区 第1副地区ガバナー
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 19回

主なアワード

| | | | |
|-------|--------------------|------|-----------|
| 1993年 | James T. Coffey | 国際会長 | : 国際会長感謝状 |
| 2001年 | J. Frank Moore III | 国際会長 | : 国際会長感謝状 |
| 2004年 | Clement F. Kusiak | 国際会長 | : 国際会長感謝状 |
| 2013年 | Barry J. Palmer | 国際会長 | : 国際会長感謝状 |
| 2014年 | Joe Preston | 国際会長 | : 国際会長感謝状 |

所信表明

ライオンズクラブ国際協会330-A地区2016～2017年度ガバナーに立候補にあたり私、2R2Z東京数寄屋橋ライオンズクラブ所属のL村木秀之は、ライオンズクラブの創立者メルビン・ジョーンズの遺稿を改めて心に刻み行動して参りたいと思います。

「他人に尽くす事から始めるのでなければ、人生の大はなしとげられない」

私はスローガンとして「よき伝統と、新しい息吹を紡ぎ織りなして、明日につなげる We Save」(よき伝統と新しき息吹が織りなす、融和と協調を目指して)を掲げました。このスローガンは、私が33歳で東京数寄屋橋ライオンズクラブに入会して以来、28年のライオンズクラブ活動の中で感じ、大切に思っている事です。伝統の継承と、時代性を捉えた新しい試みは、相反するよう思われますが、互いの長所を紡ぎ織りなすことにより、これからのライオンズクラブの発展を皆様と共に考え、行動したいと願っております。

ライオンズクラブ創立100周年を祝おう

1917年アメリカ シカゴでライオンズクラブ国際協会が生まれて100年目をむかえます。ライオンズクラブの伝統ある奉仕活動を330-A地区より全日本に向けて、又、全世界に向けて発信していきたいと考えております。

奉仕活動の原点はやはりクラブアクティビティ

主権在クラブと言う考え方は、ライオンズクラブでは普遍のものであります。

330-A地区には現在204のクラブが存在し、その各クラブは様々な特徴を持って活動されておられます。キャビネットの役割は個々のクラブの運営をより円滑に進められるよう、サポートする事であります。キャビネットの委員会活動も各クラブの発展の為、各クラブとキャビネットのコミュニケーションを強めていくことが大切だと思っております。そのために必要な事は何かを考え行動して参ります。

1) 情報の共有

国際協会から、またキャビネットや委員会から様々なお知らせが皆様には届いておると思っています。それぞれが大切なお知らせであることは確かなのですが、現実問題としてメンバーの皆様全員に情報が行き渡ってはいないのではと危惧しています。また、個々のクラブで行われているアクティビティも多種多様でありながらも、ある意味同一なアクティビティを行っているクラブも多く見られます。アクティビティを効率よく効果的に行うには、様々な情報を精査し、より具体的

にお知らせする事が重要だと考えます。個々のクラブで行っているアクティビティを把握し、ゾーン内やリジョン内にお伝えする事により、アクティビティの規模の拡大や効率を高める事が出来るのではないのでしょうか。その為に、個々のクラブの情報をより速く把握し、地区内の隅々までお伝えできるようなシステムを皆様共に考えていきたいと思っております。

2) 奉仕活動の充実

ライオンズクラブの活動の基本はアクティビティです。現在我々が行っているアクティビティも数多くあります。そこで年に一度のライオンズデーではなく、年に数度のライオンズデーを設けアクティビティテーマを決めた奉仕活動の日を作りたいと思っております。東日本復興支援・薬物乱用防止・社会福祉・障がい者支援・青少年育成・献血・骨髄移植推進・献眼・献腎・臓器移植推進・環境保全とアクティビティは多種多様です。これらのアクティビティを行う個々のクラブの情報を把握・提供し、クラブの新しいアクティビティにつなげて頂けるよう、進めて参ります。

3) 1年の集大成は年次大会にあり

代議員総会を含め重要事項の決定や報告等はすべて年次大会にて行われます。

また、分科会も各クラブメンバーの皆様、キャビネット活動をご理解頂く大切な会議です。分科会の委員長を務められますリジョン・チェアパーソンの皆様、顧問である名誉顧問会の皆様にも、今まで培ってこられた「良き伝統」のノウハウを展示頂き「紡ぎ織りなす」1年の締めくくりになりますよう進めて参ります。

一番大事なのは「個々のクラブの活性化」

クラブの活性化には情報の共有と、それらをまとめたものの発信・伝達が不可欠です。伝達されることにより各クラブのアクティビティの人的補助が可能になります。アクティビティが充実する事により、クラブの活性化が図れます。クラブが活性化する事により、ライオンズクラブ活動が一般の方に認知され、会員増強へと寄与できるのではないのでしょうか。

1年と言う期間の中で出来る事も限られてはおりますが、様々な試みが又次代へと引き継がれていき、より発展的にライオンズクラブ活動を「紡ぎ織りなす」事が出来る事を願っております。

メンバー皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

330-A地区 第1副地区ガバナー立候補者

プロフィール



| | |
|--------|--|
| 氏名 | 細川 孝雄 (ほそかわ たかお) |
| 所属 | 第3R・第3Z 東京赤坂LC (会員番号983954) |
| 生年月日 | 昭和29年9月19日 満61歳 |
| 住所 | 〒158-0081 東京都世田谷区深沢5-26-6 |
| 現職及び職歴 | 昭和52年より昭和60年まで株式会社帝国ホテルにて勤務 現在、細川商事株式会社 代表取締役社長 |

ライオン歴

- ・ 1989年8月 東京赤坂ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
- ・ 1996～1997年 クラブ幹事
- ・ 1998～1999年 330-A地区 指導力育成委員会委員
- ・ 1999～2000年 クラブ会長
- ・ 2003～2004年 330-A地区 エクステンション委員会委員
- ・ 2004～2005年 クラブ理事
- ・ 2006～2007年 330-A地区 政策会則長期計画委員会委員
- ・ 2007～2008年 330-A地区 第3R第3Zゾーン・チェアパーソン
- ・ 2008～2009年 330-A地区 キャビネット副会計
- ・ 2009～2010年 330-A地区 第3Rリジョン・チェアパーソン
- ・ 2010～2011年 330複合地区 若手指導力委員会副委員長、クラブ理事
- ・ 2011～2012年 330-A地区 エクステンション委員会委員長、クラブ理事
- ・ 2012～2013年 330-A地区 キャビネット会計
- ・ 2013～2014年 330複合地区 会則会員委員会副委員長
- ・ 2014～2015年 330複合地区 女性参加委員会副委員長
- ・ 2015～2016年 330-A地区 第2副地区ガバナー
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 5回

主なアワード

- 国際会長感謝状 1回
- 国際会長リーダーシップ賞 1回

所信表明

この度、2016～2017年度330-A地区第1副地区ガバナーに立候補いたしました、3R3Z東京赤坂ライオンズクラブ所属のL細川孝雄です。

私は1989年に東京赤坂LCに入会以来、1999年にはクラブ会長、以降、ゾーンチェアパーソン、キャビネット、副会計、リジョンチェアパーソン、地区エクステンション委員長、キャビネット会計等を経験し、2015年には第2副地区ガバナーとして承認いただき、ガバナーチームの一員として近藤ガバナーを支えてまいりました。

以下私の所信を述べます。

私のテーマは、ゼロトゥワン であります。

0 → 1 無から有を生み出すこと。

これには、相当なエネルギーが必要であります。皆の力を合わせれば不可能ではないと考えます。具体的な事業について述べます。

1. 100周年記念事業

来年は、いよいよライオンズクラブが誕生してから100年を迎えます。

私は、昨年12月にタイでオセアルフォーラムが開催された後に、全国から集まった25人の第2副地区ガバナーとお会いする機会がありました。

この時に、100周年を記念してライオンズクラブがノーベル賞をとれるように働きかけをしたらどうかとのことでした。私は大変良いことであると思いますので、あらゆる機会に働きかけをしていきたいと考えます。

330-A地区では、100周年特別委員会を設置し、その集大成である年次大会に向けて事業を企画実行いたします。

2. 地球にやさしく

昨年、フランス パリにおいてCOP21が開催され、地球温暖化が議論されましたが、これは全地球的な問題であります。

鬼怒川の氾濫は、申すまでもなく、イギリス ヨークシャーや、アメリカカリフォルニアにおいても同じような現象が生じております。

何十年に一度の災害であったものが、何年に、いや、何か月に1度の頻度で起こり、また広範囲に及んでおります。ライオンズクラブとしても喫緊の課題として取り組まねばなりません。

3. 緊急災害に対する対応

阪神淡路大震災や、東日本大震災の記憶を風化させることなく、特に後者においては、いまだに多くの方々が不自由な生活を強いられておりますので、支援を継続してまいります。

4. 会員相互の和

私は、人は人との絆が感じられた時に一番幸せを感じると思います。

先輩ライオンの温かい励ましや、後輩ライオンが、生き生きとアクティビティをしている姿を見ると、ライオンズクラブをやってきて良かったと思えます。

絆を深めて素晴らしい100年を迎えようではありませんか。

330-A地区 第2副地区ガバナー立候補者

プロフィール



| | |
|--------|--|
| 氏名 | 今井 文彦 (いまい ふみひろ) |
| 所属 | 第8R・第2Z 東京巣鴨LC (会員番号418925) |
| 生年月日 | 昭和29年3月6日 満61歳 |
| 住所 | 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-26-5 |
| 現職及び職歴 | 今井保全株式会社 代表取締役 就任 株式会社アイウエーブ 代表取締役 就任 |

ライオン歴

- ・ 1996年10月 東京巣鴨ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
- ・ 1999～2000年 クラブ幹事
- ・ 2000～2001年 社会福祉・環境保全委員会 委員
- ・ 2001～2002年 クラブ理事
- ・ 2002～2003年 クラブ理事
- ・ 2003～2004年 クラブ幹事
- ・ 2004～2005年 クラブ理事
- ・ 2005～2006年 クラブ会長
- ・ 2007～2008年 330-A地区 キャビネット副幹事
- ・ 2008～2009年 330-A地区 8R-2Zゾーン・チェアパーソン
- ・ 2009～2010年 330-A地区 8Rリジョン・チェアパーソン
- ・ 2010～2011年 クラブ会長
- ・ 2011～2012年 330-A地区 法人化検討委員会 委員
- ・ 2012～2013年 330-A地区 国際協調委員会 委員長
- ・ 2013～2014年 クラブ会計
330複合地区 中長期ビジョン委員会 委員
330-A地区 国際協調・モンゴル友好委員会 SPA
- ・ 2014～2015年 クラブ会計
330複合地区 中長期ビジョン委員会 委員
330-A地区 会員増強委員会 副委員長
- ・ 2015～2016年 クラブ会計
330複合地区 中長期ビジョン委員会 副委員長
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 4回

主なアワード

- 2007年～2008年 マヘンドラ・アマラスリヤ国際会長感謝状
キャビネット副幹事として受賞
- 2008年～2009年 アルバート・F・ブランデル国際会長感謝状
ゾーン・チェアパーソン世話人として受賞
- 2015年～2016年 ジョー・プレストンLCIF 理事長感謝状
理事長公式訪問時の記念献金に対して受賞

所信表明

2016年～2017年330-A地区第二副地区ガバナーに立候補致します8R-2Z東京巣鴨ライオンズクラブ所属のL今井文彦です。ライオンズクラブは100年の歩みを経ようとしております。私は先人たちの素晴らしい奉仕活動を承継しつつ、次代に向けた新たな取り組みを進めて行きたいと考えております。

テーマとしては「100年後の第一歩全メンバーで綴るアクティビティーの始動」を邁進して参りたい所存でございます。

●ライオンズクラブの過去を学び未来に責任を持ち、330-A地区から始めよう

今では、白い杖を持っている人が「目の不自由な人」であることは、誰でも知ることになり、白い杖を持っている人を見れば、周りの人達は、心を配り、手を差し伸べます。この活動が世界的な活動に定着したのは、ライオンズクラブが手を差し伸べたからです。グローバルなライオンズクラブだからこそ、可能でした。世界中には私たちが手を差し伸べなければならない問題が山積しています。世界的なテロの勃発、難民問題、気にすればするほど多くの問題があります。330-A地区の将来を担う子供たち、すなわち子どもの貧困問題が差し迫っています。

●取組むべき課題、充実したアクティビティーと女性会員の協力の必要性

戦争孤児を保護してきた孤児院は高度経済成長によって減少してきました。今の日本では児童養護施設で暮らす子供たちは、増加し始めているのです。(600施設:30,000人)「高齢社会」から生ずる課題は、限られた予算を優先課題として取り組まれ、政策が実施されていますが、子どもの貧困問題(児童福祉)では十分に機能しているとは言えない状況にあります。行政の対応では賄い切れず、NPOなど地域の心ある人々によって支えられている現状です。同時にライオンズクラブが取組むアクティビティーとして、この課題に対して正面で向き合い長期展望に立った支援体制構築の必要性を強く思う次第であります。ただし、思春期をまたぐ幅広い年齢層の児童達はナイーブでとてもセンシティブです。児童達の支援においては現実には多くの専門知識・経験・体力も求められる事でしょう。今までの、ライオンズクラブのアクティビティーには、女性の力を必要とするアクティビティーが多くはありませんでした。このことは女性会員の定着率を下げてきました。やりがいのあるアクティビティーがあれば、女性会員が定着するだけでなく、女性会員の増加にも繋がります。こうして、ライオンズクラブは男性会

員、女性会員共に会員増加も可能となります。充実アクティビティーこそが、会員増強のための最も有効な手段なのです。

●各クラブと地域福祉ボランティア団体との共生の実現

「子供の貧困」「青少年育成」「薬物乱用防止」「介助犬保護活動」これらの取組に関して、各々の問題に特化した地域NPO団体の方々、社会福祉法人、社歴は浅いけれど一線で活躍する若い経営者層、様々な方々と問題意識を共有し、地域の方々と交えた、若い次世代のリーダーたちと有機的な交わりを持つことには意味があると思います。彼等が積極性と行動力を併せ持ち、ライオンズクラブの新会員としてお迎えするのに相応しい資質を既に持ち備えているということです。私たちの国「日本」では、チャリティーや善意の寄付などが根付き難いと言われていますが、最近話題のCSR(Corporate Social Responsibility)を体現しているニュージェネレーションが着実に育っているようです。彼等のような人材こそ、ライオンズクラブの尊いスピリットの継承者として参加してほしいと考えております。

●リジョンと各クラブの共生

各クラブ単位は無論のことですが、アクティビティーをリジョンが集合して活動する事により、社会認知性の高い活動が出来るのだと考えます。チームワークを発揮して行うことによって、有意義な効果をあげるようにと1917年6月 アメリカ・シカゴでメルビン・ジョーンズの提唱により誕生した世界最大のボランティア団体である、我々ライオンズクラブのスケールメリットを今こそ生かして行く時だと思えます。

●アクティビティーの有益性

アクティビティー活動の一つに地域ゴミ拾いがあります。私はこの活動が大好きです。

少しずつではありますが、町が綺麗になって行く過程を体験して行くと、心に清々しさと、充実感が広がります。このような体験は、ライオンズクラブに入会し先輩方の奉仕する姿から学びました。

最初の一步は、小さな物かも知れませんが一歩ずつ進めて行く事が大きな力を見出すものだと確信しております。

大切な奉仕活動を周知に広めて行く事こそがライオンズクラブが継続して行く絶対要件だと感じている所存でございます。

充実したアクティビティーを330-Aから共に始めましょう!

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第62回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は576名とする（3/10現在）
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は22名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、8時30分より9時20分までとする。
- (エ) 代議員会は、9時30分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時20分までには登録手続きを済ませること。9時20分には、登録受付は停止する。代議員会場入口は、9時30分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1/第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。
- (オ) 次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたととき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙管理委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのピラマキ、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上

2016-2017年度 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー選挙規定

第一章

第1条 (規定の目的)

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 (選挙の倫理)

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条 (選挙の日)

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条 (選挙運動期間)

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条 (選挙の管理)

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条 (立候補の届出)

1. 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、地区ガバナー、第1副地区ガバナーについては立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。
2. 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、第2副地区ガバナーについては金100万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条 (代議員名簿)

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求められることができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第8条 (選挙責任者)

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条 (選挙運動の禁止事項)

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないことを目的として次の行為をしてはならない。
 - (1) 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与、その申込み若しくは約束をすること。
 - (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
 - (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - (12) 現、前地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に行きすること。
 - (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第10条 (文書による運動)

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条 (違反に対する基本姿勢)

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条 (違反に対する処置)

1. 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえで、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。

3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第13条 (選挙公報)

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して10日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条 (公開討論会又は、立会演説会)

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第15条 (投票用紙)

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第16条 (投票の無効)

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第17条 (当選人)

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第18条 (構成)

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第19条 (正副委員長)

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条 (服務規定)

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条 (違反行為の連絡)

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条 (選挙管理委員会の義務)

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第23条 (委員に対する制約)

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。
3. 委員会委員は、クラブ代議員であってはならない。

附 則

第1条

1. この規定は、平成11年11月26日から施行する。
2. 平成12年11月20日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
4. 平成18年1月17日一部改定。
5. 平成18年4月22日一部改定。
6. 平成19年3月26日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。
8. 平成21年11月6日一部改定。
9. 平成22年11月8日一部改定。
10. 平成23年6月13日一部改定。
11. 平成24年11月26日一部改定。
12. 平成25年1月21日一部改定。
13. 平成25年11月25日一部改定。
14. 平成26年11月25日一部改定。
15. 平成27年1月19日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

選挙日程

次期地区ガバナー、次期第1・第2副地区ガバナー

1 立候補届出日

受付日時：2016年3月1日(火) 13時30分～16時30分
締切：当日限り
受付場所：330-A地区キャビネット事務局内 選挙管理委員会

2 資格審査日

2016年3月10日(木) 15時30分～16時30分

3 公示日

2016年3月30日(水)

4 選挙運動期間

自 2016年3月31日(木)
至 2016年4月16日(土)

5 立会演説会

4月17日(日)第62回年次大会の代議員総会において各立候補者より所信表明をいただきます。

6 選出日

第62回年次大会当日
2016年4月17日(日)
新宿京王プラザホテル